三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年八月九日農林水産省告示第千百六十六号、昭和六十三年十二月十二日農林水産省告示第二千三号(二に係るものに限る。)、平成二年二月十五日農林水産省告示第百六十三号(一に係るものに限る。)

(二)　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県掛川市(次の図に示す部分に限る。)

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

掛川市(次の図に示す部分に限る。)

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県島田市・牧之原市(以上二市について次の図に示す部分に限る。)

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十三年六月三日農林水産省告示第六百七十八号(二に係るものに限る。)

(二)　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十七年二月二日農林省告示第四十三号(二に係るものに限る。)、昭和四十七年二月二十五日農林省告示第二百三十一号(一に係るものに限る。)、昭和四十七年七月十七日農林省告示第千二百三十五号(四に係るものに限る。)、昭和四十七年十月二十一日農林省告示第千九百三十九号(八に係るものに限る。)、昭和四十七年十月二十一日農林省告示第千九百四十号(三に係るものに限る。)

(二)　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県掛川市(次の図に示す部分に限る。)

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

掛川市(次の図に示す部分に限る。)

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに掛川市役所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十年六月二十日農林水産省告示第九百二十一号、昭和六十年六月二十日農林水産省告示第九百二十五号

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月三日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県島田市・牧之原市・榛原郡川根本町(以上二市一町について次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

島田市・牧之原市・川根本町(以上二市一町について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千二百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月三日

農林水産大臣　郡司　彰